

## 公立大学法人広島市立大学役員報酬規程

平成22年4月1日

規 程 第 34 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については給料、地域手当、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員（公立大学法人広島市立大学職員給与規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第50号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）を兼務する理事には、役員の報酬は支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員の例による。

2 非常勤役員手当の支給日については、別に定める。

(常勤の役員の給料)

第4条 常勤の役員の給料の月額、次の表のとおりとする。

| 区 分   | 給 料 の 月 額                     |
|-------|-------------------------------|
| 理 事 長 | 979,000円                      |
| 理 事   | 副学長又は事務局長に支給する給与額を基準に理事長が定める額 |

(地域手当等)

第5条 地域手当及び通勤手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、職員の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、毎年3月1日、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額（給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額）に、3月に支給する場合においては100

分の40、6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の209を乗じて得た額に、期末手当の基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

| 在職期間                               |                           | 割合       |
|------------------------------------|---------------------------|----------|
| 期末手当の支給基準日が<br>3月1日又は6月1日<br>である場合 | 期末手当の支給基準日が1<br>2月1日である場合 |          |
| 3か月                                | 6か月                       | 100分の100 |
| 2か月15日以上                           | 5か月以上6か月未満                | 100分の80  |
| 1か月15日以上2か月15<br>日未満               | 3か月以上5か月未満                | 100分の60  |
| 1か月15日未満                           | 3か月未満                     | 100分の30  |

3 前項に規定する期末手当の額は、広島市公立大学法人評価委員会が行う法人の業績に関する評価、法人役員としての業務実績等を勘案し、経営協議会の審議を経て、同項の規定による期末手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

4 第2項に規定する在職期間には、広島市職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年広島市条例第62号）第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）が任命権者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の広島市職員としての在職期間を含むことができるものとする。

5 第2項に規定する在職期間には、職員が引き続き役員となった場合におけるその者の職員としての在職期間を含むことができるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、職員の期末手当の例による。

（非常勤役員手当）

第7条 非常勤役員手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 理事 日額 30,000円

(2) 監事 日額 30,000円

(報酬の支払方法)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料及び地域手当（この条において「給料等」という。）を支給する。

2 常勤の役員が退職した場合（次項に規定する場合を除く。）又は解任された場合には、その日までの給料等を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料等を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を、その役員に支払うべき報酬の金額から控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第11条 役員の報酬の支給に関しこの規程に定めがない事項については、職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(理事長の給料の月額の特例)

2 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間における理事長の給料の月額は、第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで | 1,007,100円 |
| 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで | 995,600円   |

(役員の報酬の特例)

3 広島市職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、か

つ、引き続き役員となった場合（理事長が定める場合に限る。）におけるその者の報酬については、この規程の規定にかかわらず、役員となるため退職した日における広島市職員としての給与を基礎として理事長が別に定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程中第1条の規定は平成26年12月24日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程中第1条の規定は平成28年3月1日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の職にある役員で、その受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が同日において受けていた給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この項において「切替日前給料月額等」という。）に達しないこととなる者の切替日から平成33年3月31日までの給料月額は、切替日前給料月額等をその者に係る切替日以後の地域手当の支給割合に100分の100を加えた割合で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

附 則

この規程中第1条の規定は平成28年12月20日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成29年3月28日から施行する。
- 2 この規定による改正後の同規程第6条第2項の期末手当基礎額（以下「改正後の基礎額」という。）については、平成22年4月1日から適用する。
- 3 この規定による改正前の公立大学法人広島市立大学役員報酬規程第6条第2項の期末手当基礎額の規定に基づいて平成22年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の基礎額の規定による給与の内払とみ

なす。

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程中第1条の規定は平成29年12月27日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程中第1条の規定は平成30年12月27日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程中第1条の規定は令和元年12月24日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程中第1条の規定は令和3年3月26日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の同規程の規定は、令和3年3月1日から適用する。

附 則

この規程中第1条の規定は令和3年12月27日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程中第1条の規定は令和4年12月26日から施行し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程中第1条の規定は令和5年12月26日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程中第1条の常勤の役員の給料に関する規定は令和5年4月1日から適用する。この場合において、改正前の公立大学法人広島市立大学役員報酬規程の規定に基づいて令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の同規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程中第1条の規定は令和6年12月26日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

- 2 この規程中第1条の常勤の役員の給料に関する規定は令和6年4月1日から適用する。この場合において、改正前の公立大学法人広島市立大学役員報酬規程の規定に基づいて令和6年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の同規程の規定による給与の内払いとみなす。